

平成25年8月6日
自動車局

「不正改造車を排除する運動」及び「ディーゼルクリーン・キャンペーン」強化月間（6月）における街頭検査の実施結果 ～不正改造車214台に整備命令を発令～

- 国土交通省は、6月を「不正改造車を排除する運動」及び「ディーゼルクリーン・キャンペーン」の強化月間としています。
- この期間中に警察庁、自動車検査独立行政法人、軽自動車検査協会等の協力を得て、不正改造車の摘発と自動車ユーザーへの啓発に重点を置いた街頭検査を全国で190回（昨年比+18回）、18,429台（昨年比-291台）に対して行いました。
- その結果、約7.3%の1,348台（昨年比-31台）に保安基準不適合箇所などがあったことから自動車ユーザーに対し改善の指導を行いました。
- このうち、窓ガラスへの着色フィルムの貼付、灯光色違いの灯火器の取付けなどの不正な改造を行っていた車両は266台（昨年比-44台）あり、その場で改善措置を講じた車両以外の214台（昨年比+3台）に整備命令書を交付し、必要な整備を命じました。
- 整備命令書を交付した214台の主な不正改造内容は、以下のとおりです。

○不適切な灯火器	:	58件
○着色フィルム等の貼付	:	46件
○基準不適合マフラーの装着	:	37件
- また、硫黄分濃度分析器による燃料に関する検査については181台（昨年比-65台）実施（特に関東・近畿地区においては、当該検査を重点項目として40台実施）しました。
- このうち、不正軽油（規格外の軽油）の使用が判明した2台（昨年比+1台）について適正な燃料を使用するよう警告をしました。



＜街頭検査実施状況＞

国土交通省では今後とも関係機関と協力し、不正改造車及び不正軽油の排除を積極的に推進してまいります。

＜問い合わせ先＞

国土交通省 自動車局 整備課 山本・島

TEL : 03-5253-8111 (内線:42412) 03-5253-8599 (直通) FAX : 03-5253-1639

環境政策課 吉田・河村

TEL : 03-5253-8111 (内線:42523) 03-5253-8604 (直通) FAX : 03-5253-1639